

細 則

第1条 登録手数料

会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。

登録手数料	3,000円(税抜)
-------	------------

第2条 年会費

本スクールは、年会費はございません。

第3条 月会費

1. 本スクールの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税抜)
アクアスクール(会員)	3,000円
アクアスクール(一般)	6,000円

2. 会員は、入会時に2ヶ月分の会費を現金で支払うものとする。
3. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
※収納代行会社はSMBCファイナンスサービス株式会社とする。なお、収納代行会社への手続完了までは毎月25日を振替日とする。

第4条 変更手数料

会則第11条第1項における本スクールの変更手数料は、1回につき1,000円(税抜)とする。

第5条 休会費

会則第12条第2項における本スクールの休会費は、月額2,000円(税抜)とする。

第6条 会員証の再発行

会則第16条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,000円(税抜)とする。

第7条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

第8条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

第9条 受講場所

本スクールの会員種別の受講場所は、次の通りとする。

会員種別	受講場所
アクアスクール	ロッカールーム・プール

第10条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する者は、入会申込時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③キャッシュカード
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

第11条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容をスクールの所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

第12条 本細則の発効

本細則は2018年5月1日より発効する。